

水産防疫をめぐる状況及び今後の対応方向

－ 水産動物の防疫体制の見直し －

平成26年8月28日

— 目 次 —

- 1 我が国における水産防疫の重要性
- 2 我が国の水産防疫の現状
- 3 水産防疫をめぐる国内外の最近の状況
- 4 今後の対応方向

1 我が国における水産防疫の重要性

- 我が国は、水産動物の伝染性疾病について、水産資源保護法に基づき**輸入防疫**、また、持続的養殖生産確保法に基づき**国内防疫**に関する枠組みを構築
- 近年、リスクの高い新たな疾病が世界各地で発生する一方で、我が国の養殖業や消費が多様化し、世界各地から養殖種苗等の活きた水産動物が輸入される可能性がさらに高まりつつある状況



このため、

- ✓ リスクの高い疾病の我が国への侵入を未然に防止すること
- ✓ 仮に国内へ侵入した場合には、効果的なまん延防止策を迅速に講じること

が極めて重要

我が国における魚病による被害

➤ 養殖業における生産及び魚病被害の推移

年次	生産量 (千t)	生産額 (億円)	魚病被害額 (億円)	魚病被害割合 (%)
平成 20	302	2,751	117	4.1
21	307	2,734	97	3.4
22	287	2,836	80	2.7
23	272	2,888	99	3.3
24	286	2,843	94	3.2

日本で発生した疾病の例 (コイヘルペスウイルス病)



【特徴】

鰓の色落ち、欠損等を引き起こす。感染率・致死性が高く、累積死亡率が100%に達することもある。

- 平成15年11月、我が国で初めてKHV病を確認し、全国で大きな被害（平成16年の発生件数は910件）。
- その後、都道府県において移動制限、焼却・埋却処分等のまん延防止措置を実施した結果、平成25年の発生件数は26件。

2 我が国の水産防疫の現状

輸入防疫（水産資源保護法）

- 日本に侵入した場合、水産業などに大きな被害をもたらすおそれがある疾病を輸入防疫対象疾病に指定
- 特定の水産動物を我が国へ輸入するためには、農林水産大臣の輸入許可が必要であり、以下の水際措置を実施
 - ✓ 輸出国の政府が発行する衛生証明書の内容確認（書面審査）
 - ✓ 目視による現物検査、疾病が疑われる場合の精密検査
 - ✓ 必要に応じて、隔離管理、焼却等を命令

対象疾病：11疾病

対象動物：こい科魚類

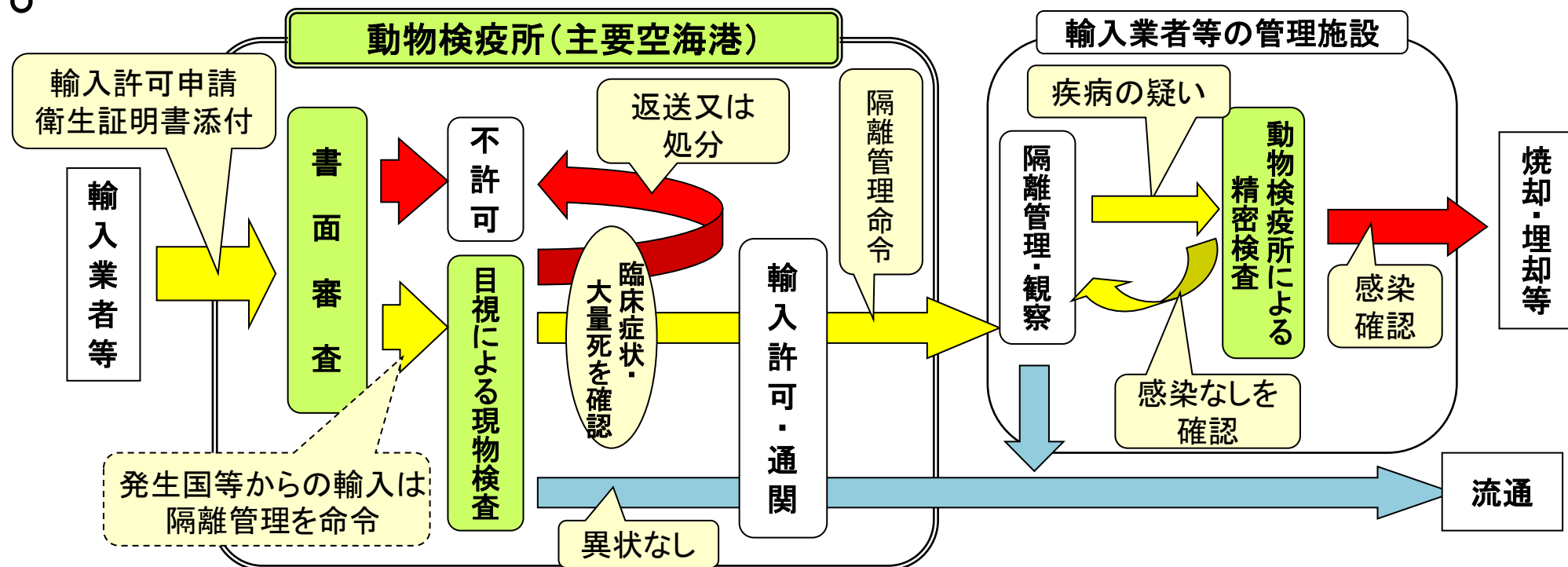


さけ科魚類（卵・稚魚）

くるまえび属（稚えび）



動物検疫所における水産動物の輸入防疫の概要



空港に到着した水産動物



目視による現物検査
（写真はキンギョ）



異状が認められた場合は精密検査

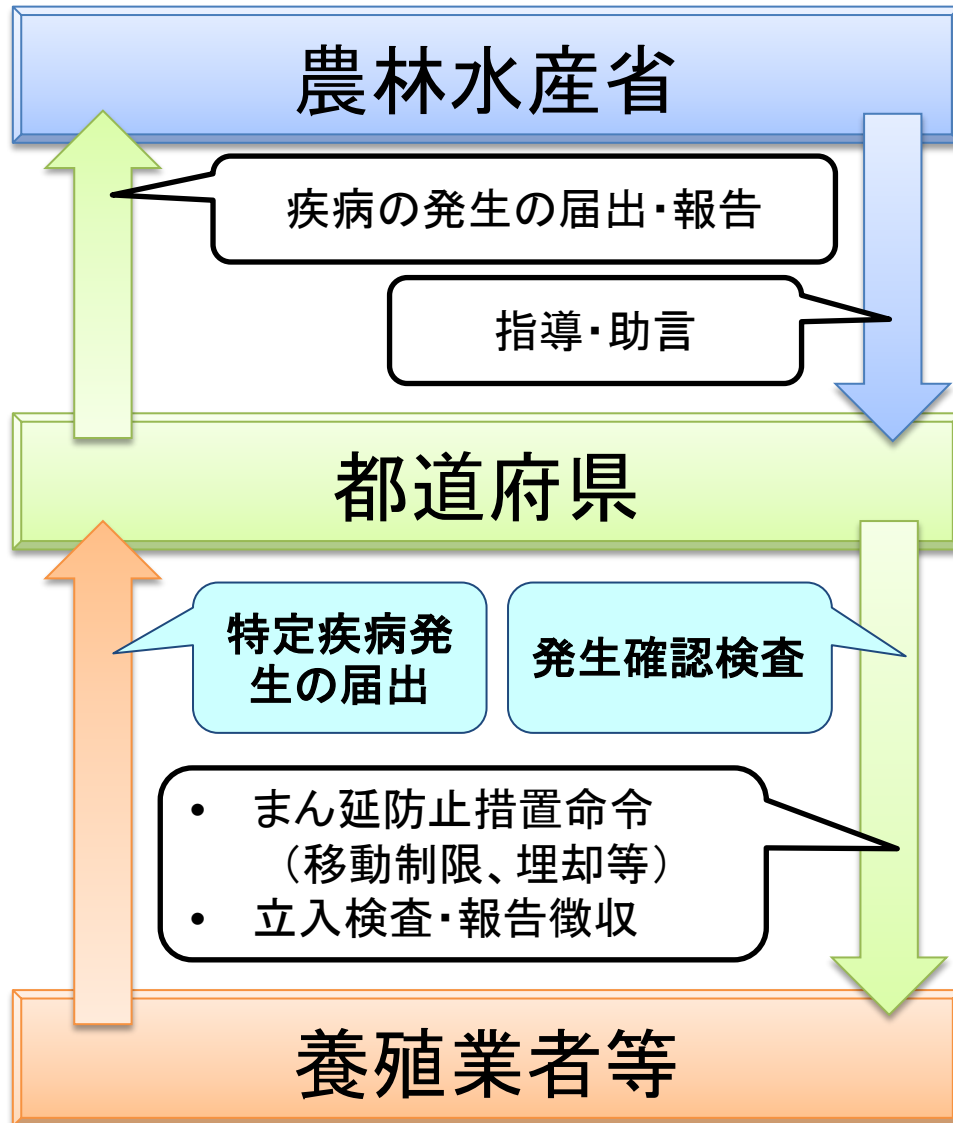
2 我が国の水産防疫の現状

国内防疫（持続的養殖生産確保法）

- 国内で未発生、または国内の一部にのみ発生し、国内でまん延した場合に養殖水産動物に重大な損害を与えるおそれがある疾病を**特定疾病**に指定
- 特定疾病が発生した場合は、以下の防疫対策を実施
 - ✓ 養殖業者等による発見時の届出
 - ✓ 都道府県による特定疾病の確認検査
 - ✓ 特定疾病がまん延するおそれがある場合には、都道府県による移動制限や埋却等の措置命令

国内防疫の概要

◆ 持続的養殖生産確保法に基づく国内防疫体制



◆ 同法に基づく特定疾病(11疾病)

特定疾病	水産動物	伝染性疾病
	こい科魚類	コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病
	さけ科魚類	ウイルス性出血性敗血症 流行性造血器壊死症 ピシリケッチア症 レッドマウス病
	くるまえば属の えび類	バキュロウイルス・ペナエ イによる感染症 モノドン型バキュロウイル スによる感染症 イエローヘッド病 伝染性皮下造血器壊死症 タウラ症候群

3 水産防疫をめぐる国内外の最近の状況

海外の状況

- 水産の養殖は世界的に増加傾向
 - 2007年から2011年の5年間で約3割増
- **新たな疾病の発生**と大きな被害
 - 【例】・エビのEMS(初期死亡症候群)
 - ・カキヘルペスウイルスの変異型
- OIEが指定する疾病の増加
 - 2009年:23疾病 → 2014年:27疾病

国内の状況

- 食の高度化・多様化、養殖技術の発展により、新たな養殖種も増加



疾病に感染した水産動物が輸入される可能性



リスクの高い疾病の国内への侵入を未然に防ぐとともに、仮に侵入した場合、被害の発生を最小限に抑えるため、**水産防疫体制の見直し・強化が必要**

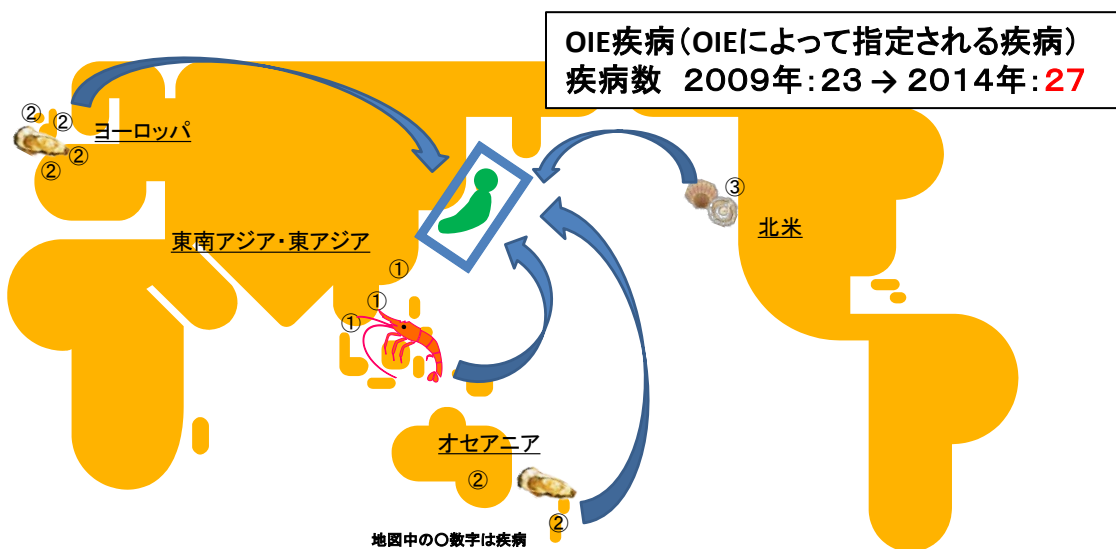


- ✓ 輸入防疫対象疾病の見直し
- ✓ より効果的な国内防疫対策の検討及び体制の整備

日本で未確認の水産動物の疾病の発生状況

日本で未確認の疾病が世界各地で発生・拡大しつつあり、我が国への侵入の危険性が増大

我が国への侵入が懸念される疾病の例



① 初期死亡症候群(EMS)

- 病原体は細菌の *Vibrio parahaemolyticus*
- クルマエビ類の稚エビで高い死亡率(最大で100%)

② カキヘルペスウイルス1型の一部変異型による感染症

- 病原体はウイルスの OsHV-1 microvariants
- マガキの稚貝で高い死亡率(最大で100%)

③ ホタテガイのパーキンサス感染症

- 病原体は原虫の *Perkinsus qugwadi*
- ホタテガイの稚貝で高い死亡率(最大で90%)

4 今後の対応方向

科学的知見^(※1)を収集・分析し、専門家の意見を聴きながら、水産動物の疾病についてリスク評価^(※2)を実施

(※1) 疾病のリスクプロファイルや国内外における疾病の発生情報など

(※2) リスク評価とは、水産動物の疾病について防疫上及び経済上の影響の程度について評価すること



リスク評価の結果を踏まえて、以下の防疫対策を検討

- ✓ 水産資源保護法に基づく輸入防疫対象疾病としての指定等
- ✓ 我が国への疾病の侵入状況の把握や診断・予防技術の開発を進めつつ、効果的なまん延防止措置（移動制限、消毒、埋却等）を検討
- ✓ リスク管理を担う関係者への情報提供やリスクコミュニケーションを実施

水産防疫対策の検討の流れ

情報の 収集・分析

- ◆ 疾病のリスクプロフィールや国内外における疾病の発生状況などの情報を収集・分析

疾病に関する科学的知見

科学的知見 に基づく リスク評価

- ◆ 水産防疫の専門家の意見を聴きながら、疾病のリスク評価を実施

リスク管理が必要

防疫対策の 検討

- ◆ リスク評価の結果を踏まえて防疫対策を検討
 - ・ 輸入防疫対象疾病の見直し
 - ・ 我が国への疾病の侵入状況の把握
 - ・ 診断・予防技術の開発
 - ・ まん延防止措置（移動制限、消毒、埋却等）
…等